路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十三号　岡山県久米郡美咲町原田字七ツ長二一四七番一から同町原田字椿クロ二〇八五番二まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号、百七十九号及び四百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市河原町二九番一五から同市伏見町五〇番三まで	前	二六・〇〇～三四・八〇メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	二六・〇〇～三四・八〇メートル	〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十三号、百七十九号及び四百二十九号　津山市伏見町五〇番二から同市伏見町五〇番三まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市宍粟字川田一八八番一から同市宍粟字川田一八三番一まで	前	一八・〇〇～二九・五〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	一七・〇〇～二一・五〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百八十号　総社市宍粟字川田一八八番一地内　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　鳥取県西伯郡大山町下甲字小松谷東平一〇二七番一から同町塩津字平野畑八七八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市土田町三六三番一地内	前	二七・四六～三三・四九メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	二九・〇四～三三・四九メートル	〇・〇一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　益田市土田町八一七番五から同市土田町四五五番まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　浜田市久代町一五七五番一から同市久代町三七〇番一まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日